

宴会催事規約(御利用についてのお願い)

からすま京都ホテルでは、宴会または催事(以下、「宴会等」と称します。)の御契約および宴会場の御利用に関して、以下の通り定めておりますので、あらかじめ御了承ください。

1. 宴会時間と追加室料

宴会場等の御利用開始から終了までの御契約時間(以下、「宴会時間」と称します。)は、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を申し受けます。また宴会時間前後の準備時間と撤去時間の合計が1時間以内は無料でございますが、1時間を超える場合は追加延長料金を頂戴いたします。ただし、次の宴会使用時刻との関連で御利用時間の超過に及びられない場合もございますので予め御了承ください。

2. 予約人数の確認(有料人数)

お料理等を用意する人数(以下、「有料人数」と称します。)を宴会等の開催日の前日の午前10:00までにホテルの担当係員に御連絡ください。それ以降はすべて手配が完了いたしておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が、有料人数より減少した場合でも、有料人数分の料金を頂戴いたします。

3. 内金(お申込み金)

宴会等の御予約をいただいた場合、期限を定めて内金を頂戴する場合がございます。内金の金額は、宴会见積総額に応じてホテルから提示させていただきます。

4. 前払い金

ホテルから提示させていただきました見積金額を、期限を定めてお支払いいただく場合がございます。

5. 取消し料金

既に御契約いただいた宴会等を取り消された場合は、下記のとおり取消し料金を頂戴いたします。(下記に該当しない場合については、別紙にて御案内させていただきます。)

- ①宴会等の開催日180日前迄のお取消しの場合、内金の全額を御返金させていただきます。
- ②宴会等の開催日179日前から70日前迄のお取消しの場合、御使用いただく会場の会議室料金2時間分(サービス料・税金除く。)と内金の全額を取消し料金とさせていただきます。
- ③宴会等の開催日69日前から20日前迄のお取消しの場合、御使用いただく会場の会議室料金の半日分(サービス料・税金を除く。)と内金の全額を取消し料金とさせていただきます。
- ④宴会等開催日19日前から10日前迄のお取消しの場合、宴会等の見積金額の50%(サービス料、税金を除く。)を取消し料金とさせていただきます。(内金は取消し料金の一部に充てさせていただきます。)
- ⑤宴会等開催日9日前から前日迄のお取消しの場合、宴会等の見積金額の80%(サービス料・税金を除く。)を取消し料金とさせていただきます。(内金は取消し料金の一部に充てさせていただきます。)

- ⑥宴会等開催日当日は、見積金額の100%(サービス料・税金を除く)を取消し料金とさせていただきます。(内金は取消し料金の一部に充てさせていただきます。)

6. 装飾、余興等の手配

宴会等に関する装飾、音楽、余興及びコンパニオン等につきましては、ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様が直接ホテルの指定業者以外に御依頼される場合は宴会等を円滑に運営するため、事前にホテルに御連絡いただき、事前の同意を得た上で御依頼ください。

7. 施設、什器備品等の損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者の方を含みます。)及びお客様が直接御依頼された業者の方は、ホテルの施設、什器備品等を破壊したり、損傷しないよう十分に御注意ください。万一、お客様の故意、過失により施設、什器備品等が破損した場合は、その修復に関してホテルより指定させていただきますので、それに合わせて速やかに修理していただくか、又は損害賠償金を御負担くださいますようお願いいたします。

8. 直接御依頼の業者に対する指示

ホテルの了解のもとにお客様が直接御依頼された業者の方が行う設営、装飾、余興等の機器及び機材の搬入、搬出又は看板等のサイズ、その取り付け方法等の決定、あるいは設置場所の指定等につきましては、ホテルの美観、動線などを考慮して一定の規定のもとに実施していただくように、ホテルがその業者の方と相談の上指定させていただきます。

9. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますので、御遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ①犬(盲導犬・介助犬及び聴導犬を除く。)、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類の持込み
- ②発火又は引火性のある物の持込み
- ③悪臭・強い臭気を発する物の持込み
- ④とばく等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動
- ⑤備付品の移動、持ち出し
- ⑥宴席で提供した料理・飲料の持ち帰り
- ⑦クロークにおける現金、貴重品の預かり
- ⑧使用目的以外の利用
- ⑨その他法令で禁じられている行為
- ⑩太鼓等の打楽器、編成バンドの演奏及び大音量を発する物の持込みににつきましては、他会場に影響を与えるためお断りさせていただく場合がございます。(但し、事前に担当係員に御相談いただければ調整可能な場合がございます。事前に御相談無き場合はお断り申し上げます。)

10. 契約締結の拒否

次に掲げる場合には、宴会等の御契約の締結に応じられない場合がございますので、御了承ください。

- ①宴会場に余裕がないとき。
- ②宴会に出席されるお客様の中に次の事由に該当する方がおられるとき。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者その他の反社会的勢力
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ウ 暴力団員である役員が就任している法人
 - エ 法令又は公序良俗に反する行為をするおそれがある方。
- ③宴会等を開催しようとする方が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をされたとき。
- ④宴会等を行おうとする方がホテル若しくはホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求されたとき。
- ⑤宴会等の目的、人数、態様等に照らし、他のお客様に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- ⑥天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宴会等が行えないと判断した場合。

11. 解約

次に掲げる場合には、宴会等の御契約を解除させていただく場合がございますので、御了承ください。

- ①宴会等を開催しようとする方がこの「宴会催事規約」に違反されたとき。特に、内金、前払い金を御請求させていただいた場合、指定の日までに御入金されないときは、宴会等の御予約を解約の上、お取消しの場合に準じて算出した取消し料金相当額の御負担を御請求させていただく場合もございますので、御了承ください。
- ②宴会場に出席されるお客様の中に次の事由に該当する方がおられることが判明したとき。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者その他の反社会的勢力
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ウ 暴力団員である役員が就任している法人
 - エ 法令又は公序良俗に反する行為をするおそれがある方
- ③宴会等を開催しようとする方が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をされたとき。
- ④宴会等を開催しようとする方がホテル若しくはホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求されたとき。
- ⑤宴会等の目的、人数、態様等に照らし、他のお客様に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。
- ⑥天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宴会等が行えないと判断したとき。
- ⑦この「宴会催事規約」に違反されたとき。

12. 免責事項

次に掲げる事項につきましては、当ホテルとしては一切責任を負いかねますので、ご了承ください。

- ①当ホテル内でお客様が貴重品を紛失したとき

- ②お客様同士のトラブルにより、当ホテル内でお客様が負傷またはお客様の所有物が損壊したとき
- ③当ホテルの責に帰す合理的な理由がなく、当ホテル内でお客様が負傷またはお客様の所有物が紛失・損壊したとき
- ④宴席で提供した料理・飲料の持ち帰りによって損害が発生したとき

13. 個人情報の取り扱いについて

- ①お客様の申込書、アンケートより、又は当ホテルがご予約に基づきサービスを提供させていただく過程において、当ホテルは宴会等の開催、履行その他当ホテルの業務遂行のために、もしくは当ホテルサービスの向上を図るために(以下「本目的」と称します。)、お客様又はご列席者その他の関係者の個人情報を本目的の達成に必要な範囲で取得し、本目的のために当該情報(以下「取得個人情報」といいます。)を利用させていただくことがありますので御了承ください。
- ②当ホテルは、次の場合を除き、取得個人情報を第三者に提供、又は開示せず、その利用を第三者に委託しません。
 - イ. お客さまの同意がある場合
 - ロ. 法令に基づく場合
 - ハ. 個人情報の秘密保持に関する取り扱い契約を締結した協力会社に対して、当社が本目的のために必要な範囲の個人情報を提供する場合
- ③開示・訂正請求等への対応
御本人の個人情報の開示・訂正・追加又は削除、利用停止等を希望される場合は事業企画課までお問い合わせください。合理的な期間、妥当な範囲でこれに対応いたします。